

(予防) 短期入所生活介護 一宮喜楽園 ユニット型料金表

【ユニット型個室】

【介護予防短期入所生活介護】 ※負担割合が1割でない方は第4段階で利用料金を計算しています。

令和6年8月現在

要介護度区分	1日あたりの 単位数	夜勤職員配置 加算(Ⅱ)	介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要支援1	529	対象外	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	880円	1,781円	4,713円	5,314円
				第2段階	600円	880円	2,081円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	2,971円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,271円		
				第4段階	1,445円	2,066円	4,112円		
要支援2	656			第1段階	300円	880円	1,925円	5,001円	5,747円
				第2段階	600円	880円	2,225円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	3,115円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,415円		
				第4段階	1,445円	2,066円	4,256円		

【短期入所生活介護】

要介護度区分	1日あたりの 単位数	夜勤職員配置 加算(Ⅱ)	介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要介護1	704	18	1ヵ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	880円	2,000円	5,151円	5,972円
				第2段階	600円	880円	2,300円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	3,190円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,490円		
				第4段階	1,445円	2,066円	4,331円		
要介護2	772			第1段階	300円	880円	2,077円	5,306円	6,203円
				第2段階	600円	880円	2,377円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	3,267円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,567円		
				第4段階	1,445円	2,066円	4,408円		
要介護3	847			第1段階	300円	880円	2,163円	5,476円	6,459円
				第2段階	600円	880円	2,463円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	3,353円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,653円		
				第4段階	1,445円	2,066円	4,494円		
要介護4	918	第1段階	300円	880円	2,243円	5,638円	6,701円		
		第2段階	600円	880円	2,543円				
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,433円				
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,733円				
		第4段階	1,445円	2,066円	4,574円				
要介護5	987	第1段階	300円	880円	2,322円	5,794円	6,936円		
		第2段階	600円	880円	2,622円				
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,512円				
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,812円				
		第4段階	1,445円	2,066円	4,653円				

※裏面に続く

* 「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

* 食費については(朝食385円、昼食530円、夕食530円)食べられた分のみ請求させていただきます。

* ご利用の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

* 介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

* 各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。

(予防) 短期入所生活介護 一宮喜樂園 ユニット型料金表

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、配置や基準を上回っている場合	18円/日	○
送迎加算	自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円	○
緊急短期入所受入加算	計画にはない短期入所生活介護を緊急に行った場合(原則7日間)	90円/日	※
長期利用減算(31~60日)	同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して減算を行う(60日まで)	-30円/日	※
長期利用減算(61日以降)	同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して減算を行う	-32円/日	※
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数に対して13.6%		○

*上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

*上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。